



平成 27 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社パルコ
代表者名 代表執行役社長 牧山 浩三
(コード：8251 東証第一部)
問合せ先 広報/IR 室 室長 草川 美華
(TEL. 03-3477-5710)

内部統制システムの基本方針の一部改訂について

平成 27 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改訂箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システムの基本方針

当社は、指名委員会等設置会社として、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に
関わる法令等の遵守並びに資産の保全等において、当社及び当社グループの業務の適正を確保する体
制を定め、もって企業価値の向上に努める。

当社は、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、以下の事項を定める。

I. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並び に当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(会社法第 416 条第 1 項第 1 号ホ、会社法施行規則第 112 条第 2 項第 1 号～第 5 号)

1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等を遵守し、公正かつ透明性の高い企業活動を行うため、コンプライアンスに関する基本理念及び行動規範を制定するとともに、執行役及び使用人の法令違反行為等に対する予防措置、対処方法、是正手段などを定めたコンプライアンス規程を制定する。
- (2) コンプライアンスに関する基本理念等の徹底及び法令等に関する正しい知識を付与するため、必要に応じ研修を実施する。
- (3) コンプライアンスの全社的整備等は総務担当部門が行い、各部門は所管業務に係るコンプライアンス管理を行う。
- (4) コンプライアンス経営の強化を図るため、法令等違反行為に関する通報の適正な処理の仕組みを定める社内通報制度を設けるものとする。
- (5) 財務担当部門は財務報告に係る内部統制体制の整備を行い、内部監査部門はその評価を行う。
当社は全社的內部統制体制の管理・運用を進める。
- (6) 反社会的勢力への対応を所管する部門を総務担当部門と定め、不当要求等には外部関連機関とも連携して毅然と対処する。
- (7) 内部監査部門は、各部門が実施するコンプライアンス管理の実施状況・効率性を監査する。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、執行役等の職務執行状況に関する情報（以下「文書等」という）の適正な処理を行い、文書等の取扱いに起因するリスクの防止を図るため、文書等の作成、保存及び管理について定める文書管理規程を制定する。
- (2) 執行役は、取締役、監査委員等からの閲覧要請に備えるため、次に該当する文書等を所定保管・保存しなければならない。
 - ①業務執行（意思決定）に係る稟議・決裁書類及び資料等
 - ②第三者（弁護士など）の意見付記、または甲乙両論併記（慎重協議）などの証跡を残す資料等。
- (3) 前（2）の文書等は執行役自身の作成によるもの、及び業務担当者等の作成によるものを含む。
- (4) 内部監査部門は、文書等の保存・管理状況の監査を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社におけるリスクを未然に防止し、また、危機が発生した場合の経営被害を最小限に食い止めるため、リスクの把握、未然防止手続き、リスク管理、発生リスクへの対処法、是正手段等を定めたリスクマネジメント規程その他必要な規程を制定する。
- (2) 諸リスクの横断的監視並びに全社的対応と総指揮を行う組織としてリスクマネジメント委員会を設置する。リスクマネジメント委員会は委員長を専務執行役 事業戦略部門管掌兼新規プランニング部、関連事業部担当とし、事務局を総務担当部門に設置する。
- (3) リスクマネジメントを含むCSR活動を統括し効率的に推進するため、CSR委員会を設置する。CSR委員会は委員長を常務執行役 経営企画室、広報／IR室、IT推進室、秘書室担当とし、事務局をCSR業務管掌部門に設置する。
- (4) CSR委員会とリスクマネジメント委員会は、必要に応じて連携を図り、迅速かつ効率的な活動を行う。
- (5) リスク管理意識の維持と確立を図るため、必要に応じ研修を実施する。
- (6) 各部門は、所管業務に係る諸リスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・リスク管理体制の有効性を検証する。
- (7) 内部監査部門は、リスク管理体制の全社的整備状況、及び運用状況を監査する。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役の職務執行の適正性及び効率性を確保するため、職務権限、執行責任者、執行手続等を定めた業務分掌規程及び決裁権限規程を制定する。
- (2) 執行役は、効率経営の確保にむけて、業務の合理化、電子化、迅速化等につき継続検討する。
- (3) 内部監査部門は、上記（1）の規程の運用状況を監査する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、法令等に基づき、当社グループ各社の規模・事業特性を勘案し、関係会社管理規程を制定すると共に、当社グループにおける内部統制システムを構築・運用する。
 - ①リスク管理体制

- ②コンプライアンス体制
 - ③財務報告に関する信頼性を確保する体制
 - ④その他業務の効率性を確保する体制
- (2) 当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制として、定期的及び必要に応じ、次の横断的会議体を通じて、当社グループにおける情報の共有・意見交換等に努める。
- ①グループ経営者会議
 - ②グループ共通業務部門会議
 - ③グループ監査報告会
 - ④その他グループ横断的会議
- (3) 当社から当社グループ会社に派遣された取締役及び監査役は、当該会社の業務執行等を監督・監視する。
- (4) 内部監査部門は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を監査する。
- (5) 当社は上場企業として独立した立場で経営の意思決定を行う。ただし、当社の必要に応じて、当社グループの重要な経営情報を親会社に提供することができ、一定の重要事項について親会社との間で協議を行いその情報を共有する。また、当社は、事業運営上のリスク案件及び大規模な地震、火災、事故等の有事の発生状況について親会社に報告する。

II. 監査委員会の職務遂行のため必要な事項

(会社法第 416 条第 1 項第 1 号ロ、会社法施行規則第 112 条第 1 項第 1 号～第 7 号)

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査・指名・報酬の各委員会に係る職務を補助する合同組織として「委員会事務局」を設置する。
- (2) 委員会事務局には事務局長及び職員（以下、「事務局スタッフ」という）を配置し、その業務は監査・指名・報酬の各委員会が定める各「委員会事務局要領」によるものとする。
- (3) 取締役会は、監査委員会の職務を補助する取締役（以下、「監査委員会担当取締役」という）の要否及び権限等を検討する。

2. 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査委員会担当取締役及び委員会事務局スタッフについては、経営執行部門からの独立性を確保し、もっぱら監査委員会の指揮命令に従わなければならない。
- (2) 委員会事務局スタッフの人事異動は、三委員会議長の事前了承事項とする。
- (3) 委員会事務局スタッフの人事評価・役割グレード等報酬に係る事項は、三委員会議長の事前了承事項（三委員会議長が協議評定し、経営執行部門に通知）とする。

3. 監査委員会等への報告に関する体制

- (1) 執行役並びに使用人（以下、「執行役等」という）は、監査委員会又は監査委員に次の事項を報告する。
 - ①執行役等の法令・定款違反行為
 - ②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

③社内通報規程に基づく通報内容

④その他重要な事項

(2) 執行役等は、監査委員会からの要請等必要に応じて、監査委員会に報告する。

(3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人は、法令・定款違反行為等を発見した場合は、社内通報制度を利用し、監査委員会議長に報告する。

(4) 内部監査部門及び子会社監査役は、監査委員会及び監査委員に、監査の方法・結果等に関し定期的に説明・報告をするほか、情報・意見交換など緊密な連携を行う。

4. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社又は子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

5. 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務執行に係る費用を請求したときは、会社は当該請求に係る費用又は債務が職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

6. 監査委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査委員会は、年間監査計画及び必要に応じ、執行役等・内部監査部門・子会社監査役・会計監査人からの報告を求め、効率的且つ効果的な監査を行い、監査結果等については、取締役会に報告する。

(2) 監査委員会は、必要に応じて次の職務を行う監査委員を選定する。

①経営会議等重要会議への出席による、経営執行意思決定の過程及び業務執行状況の把握

②執行役等からの職務執行に関する事項及び子会社からの事業の報告徴収、子会社を含む会社の業務・財産の状況の調査

③特定執行役からの計算関係書類・事業報告等及び会計監査人からの会計監査報告内容通知の受領

(3) 監査委員会は、必要に応じて、職務遂行上の調査を内部監査部門に委嘱する。

(4) 監査委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等社外の専門家等に意見を求め、その実効性を担保する。

以上